

平成31年4月開設分

**神戸市事業所内保育事業者
募集案内**

神戸市では従業員の児童の定員（以下、「従業員枠」という。）以外に、地域において保育を必要とする3歳未満児の定員（以下、「地域枠」という。）を設ける「事業所内保育事業」（以下、「本事業」という。）の事業者を募集します。

募集の概要

申込書提出期限

第1回	平成30年	8月22日（水）	17:00まで
第2回	平成30年	9月14日（金）	17:00まで
第3回	平成30年	10月19日（金）	17:00まで
第4回	平成30年	11月22日（木）	17:00まで

※募集上限に達した場合は、その回まで

募集数・区域

市内で4か所程度
詳細は次頁をご覧ください。

※「区域」は、「神戸市子ども・子育て支援事業計画」に定める「教育・保育提供区域」をいいます。

- | | |
|-------------------|---------|
| 1. 応募資格・募集区等 | ・・・P. 1 |
| 2. 類型・基準等 | ・・・P. 2 |
| 3. 職員配置・設備基準の留意事項 | ・・・P. 5 |
| 4. 運営費等 | ・・・P. 6 |
| 5. 改修費等・選定・申込等 | ・・・P. 7 |
| 6. 留意事項・問合先 | ・・・P. 8 |

※本事業は内閣府による「企業主導型保育事業」ではありません。

企業主導型事業については、下記URLをご参照ください。
<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/gaiyo.html>

事業者の応募資格

次に掲げる条件をすべて満たしている法人とします。

- (1) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する「事業所内保育事業」として、同法第34条の15第2項の規定による認可を受けることを前提に事業開始を予定していること。
- (2) 事業者又は保育事業の受託者が保育事業について知識経験を有すること。
- (3) 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる事業者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）等による手続き中である事業者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者としてもしくは実質的に経営に関与している事業者、役員等が暴力団又は暴力団員に金銭的な援助を行っている事業者、その他「神戸市契約事務等からの暴力団の排除に関する要綱」（平成22年5月26日市長決定）第5条各号に該当する事業者でないこと。
- (6) 法人税、消費税及び地方消費税、都道府県税、市町村税等を滞納している法人、又は代表者がこれらの税金を滞納している事業者でないこと。
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、本市から一般競争入札の参加者資格を取り消されている事業者でないこと。
- (8) 神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止を受けている事業者でないこと。
- (9) 直近の会計年度において、3年以上連続して損失を計上している事業者でないこと。
- (10) 事業を実施するために必要な経済的基礎として、施設整備に要する資金の他、運営費の概ね1か月分以上に相当する資金を普通預金等により保有していること。
- (11) 賃貸物件により事業を実施する場合は、施設整備に要する資金の他、運営費の概ね1か月分以上に相当する資金とは別に、1年間の賃借料相当額の資金を安全性がありかつ換金性の高い形態（普通預金、定期預金等）により保有していること。
- (12) 複数事業者により共同運営する場合は、主たる事業者を設定し、明示すること。
- (13) 保育事業を委託している場合は上記（3）～（9）をすべて満たす受託事業者とすること。

募集区域・募集数

市内で4か所程度

※市街化調整区域（都市計画法（昭和43年6月15日法律第100号）第7条3項）を除く

事業概要

(1) 定員

下表に従い、定員数を設定すること。なお、定員数の区分に応じ、右欄に定める乳幼児数以上の「地域枠」を設定すること。

定員数 (従業員枠＋地域枠)	その他の乳幼児の数 (地域枠)
1～5人	1人
6人～7人	2人
8人～10人	3人
11人～15人	4人
16人～20人	5人
21人～25人	6人
26人～30人	7人
31人～40人	10人
41人～50人	12人
51人～60人	15人
61人～70人	20人
71人以上	20人

※年度途中の復職の妨げとならないよう、施設基準を満たす範囲内で従業員枠での超過受入も可

- (2) 対象児童 保育を必要とする（市が「支給認定」を行った）3歳未満の乳幼児
- (3) 開所時間 1日11時間を原則とし、本事業を利用する乳幼児の保護者の労働時間
その他家庭の状況等を考慮して、事業者が定めるものとする。
- (4) 休園可能日 ・日曜日
・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
・年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）
- (5) 開設時期 原則として平成31年4月1日に開設すること。
（整備スケジュール上、神戸市がやむを得ないと認めた場合はこの限りではない）

事業所内保育事業の類型と基準

基準の概要は次表のとおりです。詳しくは、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（平成26年4月30日厚生労働省令第61号）、「神戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成26年10月1日条例第20号）及び「神戸市家庭的保育事業等認可要綱」でご確認ください。

	保育所型事業所内保育事業	小規模型事業所内保育事業
利用定員	<u>20人以上</u> うち、地域枠 5~20人以上	<u>19人以下</u> うち、地域枠 1~5人以上
対象年齢	【地域枠】 3歳未満の乳幼児 ※3歳以上児を従業員枠で受け入れる際にも、職員配置・設備基準を満たすこと。	【地域枠】 3歳未満の乳幼児 ※3歳以上児を従業員枠で受け入れる際にも、職員配置・設備基準を満たすこと。
職員配置	<p>【保育従事者】</p> <p>0歳児 乳児3人につき1人 1,2歳児 幼児6人につき1人 3歳児 幼児20人につき1人 4歳以上児 幼児30人につき1人 <u>+1人以上配置すること。</u></p> <p><u>配置基準上の職員は保育士資格を有すること。</u></p> <p>※職員配置は常時2人を下回ってはならない。</p> <p>※常勤の保育に従事するものが各組や各グループに1人以上（乳児を含む各組や各グループであって当該組・グループに係る配置基準上の定数が2人以上の場合は、最低2人）配置されていること。</p> <p>※保健師、看護師又は准看護師を1人に限って保育士としてカウント可</p> <p>※常勤職員とは1日6時間以上かつ月20日以上勤務の職員</p> <p>【調理員】</p> <p>必置。少なくとも1人は栄養士たる調理員又は調理師資格を有する調理員とする。</p> <p>（調理業務を委託する場合及び連携施設等※から搬入する場合は不要）</p> <p>※連携施設等・・・当該事業者と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等</p> <p>【嘱託医】 必置</p>	<p>【保育従事者】</p> <p>0歳児 乳児3人につき1人 1,2歳児 幼児6人につき1人 3歳児 幼児20人につき1人 4歳以上児 幼児30人につき1人 <u>+1人以上配置すること。</u></p> <p><u>配置基準上の職員は保育士資格を有すること。</u></p> <p>※職員配置は常時2人を下回ってはならない。</p> <p>※常勤の保育に従事するものが各組や各グループに1人以上（乳児を含む各組や各グループであって当該組・グループに係る配置基準上の定数が2人以上の場合は、最低2人）配置されていること。</p> <p>※保健師、看護師又は准看護師を1人に限って保育士としてカウント可</p> <p>※常勤職員とは1日6時間以上かつ月20日以上勤務の職員</p> <p>【調理員】</p> <p>必置。少なくとも1人は栄養士たる調理員又は調理師資格を有する調理員とする。</p> <p>（調理業務を委託する場合及び連携施設等※から搬入する場合は不要）</p> <p>※連携施設等・・・当該事業者と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等</p> <p>【嘱託医】 必置</p>
設備基準 ※「設備基準の留意事項」もご確認ください。	<p>【保育室等】</p> <p>満2歳未満：<u>3.3㎡/人以上</u> 満2歳以上：<u>1.98㎡/人以上</u> ※保育室は乳幼児の保健衛生上必要な<u>採光、照明、換気</u>の設備を有すること。</p>	<p>【保育室等】</p> <p>満2歳未満：<u>3.3㎡/人以上</u> 満2歳以上：<u>1.98㎡/人以上</u> ※保育室は乳幼児の保健衛生上必要な<u>採光、照明、換気</u>の設備を有すること。</p>

	<p>【屋外遊戯場】 満2歳以上：3.3㎡/人以上</p> <p>※屋外遊戯場を付近の公園等公的施設の敷地で代替する場合、乳幼児が安全に移動・利用できる場所であるか、乳幼児が日常的に利用できる場所であるかを確認の上設定すること。なお、事業所から公園等への移動に際しては、職員体制（複数の職員を同伴させる等）や経路について、乳幼児の安全確保を徹底すること。</p> <p>また、利用にあたっては、地元町会や公園を管理する団体等と十分に調整を行うとともに、移動経路も含めて近隣住民等の理解を得るようにすること。</p> <p>【医務室】 設置が困難な場合は、安静が保てるスペース、設備等を確保すること。</p> <p>【調理室】 本事業を設置及び管理する事業主が事業所に附属して設置する炊事場を含む。ただし、離乳食やアレルギー対応など乳幼児に対する食事の提供が適切に行われることが前提。 ※調理室の基準については、事前に衛生監視事務所と協議すること。</p> <p>【便所、沐浴設備】 必置</p>	<p>【屋外遊戯場】 満2歳以上：3.3㎡/人以上</p> <p>※屋外遊戯場を付近の公園等公的施設の敷地で代替する場合、乳幼児が安全に移動・利用できる場所であるか、乳幼児が日常的に利用できる場所であるかを確認の上設定すること。なお、事業所から公園等への移動に際しては、職員体制（複数の職員を同伴させる等）や経路について、乳幼児の安全確保を徹底すること。</p> <p>また、利用にあたっては、地元町会や公園を管理する団体等と十分に調整を行うとともに、移動経路も含めて近隣住民等の理解を得るようにすること。</p> <p>【医務室】 設置が困難な場合は、安静が保てるスペース、設備等を確保すること。</p> <p>【調理設備】 本事業を設置及び管理する事業主が事業所に附属して設置する炊事場を含む。ただし、離乳食やアレルギー対応など乳幼児に対する食事の提供が適切に行われることが前提。</p> <p>【便所、沐浴設備】 必置</p>
<p>連携施設</p>	<p>【連携施設】 保育所、幼稚園又は認定こども園との連携が必要（複数の施設との連携も可）。</p> <p>【連携内容】 1. <u>地域枠に入所する児童の3歳以降の受け皿</u> ※困難な場合は平成31年度末までのできる限り早期に設定すること。</p>	<p>【連携施設】 保育所、幼稚園又は認定こども園との連携が必要（複数の施設との連携も可）。</p> <p>【連携内容】 1. <u>保育内容の支援</u> ・巡回指導・相談 →具体的には、連携施設の保育士による相談や月1回程度の巡回指導。 ・<u>集団保育を体験させるための機会の設定</u> →具体的には、2歳児を中心に、連携施設の運営に支障をきたさない範囲で、連携施設の屋外遊戯場の利用や行事の参加等を行う。 ・<u>代替保育の提供</u> →職員の病気等により、保育を提供することができない場合に、必要に応じて事業者によって保育を提供する。 ※申請時に、1の支援をする連携施設との</p>

		<p>同意書が必要となります。</p> <p>2. <u>地域枠に入所する児童の3歳以降の受け皿</u></p> <p>※困難な場合は平成31年度末までのできる限り早期に設定すること。</p>
--	--	--------------------------------------------------------------------------------------------------

職員配置・設備基準の留意事項

- (1) 常勤職員のうち保育士資格を有し、児童福祉事業に2年以上従事した経験のある者を施設責任者として1人配置すること。
- (2) 建築基準法第7条第5項に規定する検査済証が交付されている建物であること。
- (3) 建築基準法における耐震基準（昭和56年6月1日施行）により建築された建物であること。それ以前に建築されたものにあつては建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）に規定する方法により行った耐震診断により、耐震上問題がない事が確認された建物であること。
- (4) 既存施設を改修して床面積が100㎡を超える保育施設を設置する場合、建築基準法で定める用途変更の手続きを必要に応じて行うこと。
- (5) 乳児室又はほふく室と保育室（以下、「保育室等」という。）は、部屋を仕切る等、安全の確保に留意すること。
- (6) 保育室等、調理室並びに沐浴設備及び便所は、それぞれ隔壁等により区画すること。また調理設備には乳幼児の進入を防止する柵などを設けること。
- (7) 調理室又は調理設備とは別に調乳設備を設ける場合は、調乳を行う台の高さ以上の扉等で区画すること。
- (8) 防犯上の観点より、兵庫県警へのホットライン通報装置の設置に努めること。
- (9) 調理後の食品は、調理終了後から連携施設又は給食搬入施設からの搬送時間を含め、2時間以内に喫食することが望ましい。
- (10) その他、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（平成26年4月30日厚生労働省令第61号）、「神戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成26年10月1日条例第20号）及び「神戸市家庭的保育事業等認可要綱」の定めるところによる。

保育内容等について

- (1) 保育内容
 - ・ 保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）に準じる。（平成30年4月1日適用）
- (2) 保護者との連携
 - ・ 保育を希望する児童及び保護者に事前面談を実施し、保育方針、内容、保育時間、利用料等の説明を行うこと。
 - ・ 利用児童の日々の状況を的確に把握するとともに、保護者と保育従事者とで日々の利用状況の様子を適切に伝えあえる体制を整えること。

- ・保護者からの苦情に迅速に対応するため、苦情受付の窓口を設置し、連絡先を周知すること。
詳しくは、「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情処理解決の仕組みの指針について」（平成12年6月7日児発第575号）でご確認ください。

(3) 食事の提供

- ・利用する乳幼児に対して、昼食（主食・副食）及び間食を提供すること。
- ・離乳食やアレルギー食等、配慮を要する児童の対応食など、個々に配慮した「食」の提供を行うこと。
- ・給食の提供方法は、原則、施設内にて調理する方法によること。ただし、一定の基準を満たす連携施設等から給食を搬入することは可能とする。

(4) 健康診断

- ・利用児童に対し、入所前健康診断及び、少なくとも年2回の定期健康診断を実施すること。
- ・職員への健康診断は少なくとも年1回実施し、給食調理及び調乳・配膳に携わる者は毎月検便を行うこと。（但し、6～10月の間は、月2回検便実施。）

(5) 研修の実施等

- ・業務に従事する職員の資質向上を図るため、保育等に関する必要な研修を行うこと。

(6) 連携施設

【小規模型のみ】

- ・乳幼児の保育に関する相談支援・指導のほか、満2歳以上を中心に屋外遊戯場の定期的な利用支援等を行う連携施設を確保し、定期的に保育内容の支援を受けること。

【小規模型・保育所型共通】

- ・地域枠に入所する児童の3歳以降の受け皿となる連携施設を確保すること。
※困難な場合は、平成31年度末までのできる限り早期に設定すること

(7) その他

- ・施設賠償責任保険へ加入すること。

運営費等

当該公募により選定され、施設基準等を満たして認可され、特定地域型保育事業者として確認を受けた事業者は、保育事業の運営に必要な経費として「地域型保育給付費」（公定価格から、保護者から徴収する規定の利用者負担を差し引いた額）を受給することができます。

(1) 利用者負担

地域枠に入所する児童の保護者から徴収する利用者負担は、市（保護者の居住地の市町村）が決定した額になります。（従業員枠の利用者負担は事業者で設定。）

※ 平成30年度の利用者負担額は、神戸市ホームページ

<http://www.city.kobe.lg.jp/child/grow/shinseido/h30futangaku23.pdf>

でご確認ください。

【給付対象範囲（イメージ）】

対象	項目	支給認定を受けた、 <u>地域</u> 枠に入所する乳幼児	支給認定を <u>受けた</u> <u>従業員</u> 枠に入所する乳幼児	支給認定を <u>受けていな</u> <u>い従業員</u> 枠に入所する乳幼児
3歳未満の乳幼児	公費負担 【地域型保育給付費】	給付対象	給付対象 ※給付費は地域枠に入所する児童の84%	給付対象外
	利用者負担 【保育料】	<u>市</u> 基準	事業者で設定 ※市基準で定める範囲内	事業者で設定

※ 3歳以上児については給付対象外

(2) 実費徴収

- ・日用品、文房具など保育に必要な物品の購入に要する費用
- ・行事に参加する費用

上記を含め、実費徴収を行うものについては、保護者に書面によって使途・金額・理由を説明し、同意を得る必要があります。

改修費等（事業所内保育施設整備事業補助金）

地域の子どもを受入れる為に必要な改修費等を対象とした補助金があります。（別添 事業所内保育施設整備事業補助金交付要綱 参照）

項目	補助基準額	補助率
改修費等	4,000,000円 (実際の経費又は上記補助基準額の低い方)	3/4

事業者の選定について

応募書類の内容に基づき、主に以下の項目について審査し、事業者を選定します。

- ①本市施設整備計画等との整合性
- ②定員及びその構成の妥当性
- ③設置主体の適格性
- ④用地等確保の確実性
- ⑤整備資金調達の実現性
- ⑥周辺環境、立地の妥当性
- ⑦施設計画、運営計画の妥当性

ただし、法人及びその運営する教育・保育施設の運営状況、計画地周辺の保育需要及び周辺施設の状況等によっては、選定されない場合があります。

なお、応募書類の提出後、内容の確認等のためヒアリングの実施や追加資料の提出を求める場合があります。

申込場所

- (1) 申込受付時間 9:00~17:00 (12:00~13:00を除く。)
- (2) 申込場所 〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市役所1号館3階
神戸市こども家庭局子育て支援部振興課整備係

申込方法

- (1) 申込みは、**提出書類一覧**に記載の書類を直接、申込者本人（申込みに関して責任を持って対応できる方）が、こども家庭局子育て支援部振興課整備係へ持参してください。
- (2) 申込書その他の提出書類は、A4サイズに統一し、正本1部、コピー1部、合計2部を提出してください。（決算書等の文字が小さい場合は、A3サイズを折り込むなど、見やすい大きさを提出してください。）
また、正本のみ、提出書類ごとに白紙を1枚挿入し、インデックス作成してください。提出資料はA4フラットファイルに綴じ、背に「名称」「応募事業者名」を明示してください。ファイル内の資料はステープラー止めしないでください。
- (3) 申込みの際は、混雑を避けるため、必ず事前に電話（078-322-6848）にて予約を取ってから、お越しください。

モデルスケジュール（予定）

選定後	設計協議（1ヶ月程度）
設計協議後	公告（土日祝を除く10日間程度）
公告の指定日	設計金額が250万円を超える場合、公募型指名競争入札
入札日	入札参加業者決定した2週間後
工事契約	工事着工
	設計変更協議（簡易な追加工事や変更等があれば）
	工事竣工・市による工事完了検査
	完了検査での指摘事項是正工事
	保育開始

留意事項

1 入所児童について

本事業の地域枠入所児童は、区による利用調整の上、利用者と事業者との直接契約となります。市において入所児童数の確保を保証するものではありません。

2 改修について

- (1) 設計及び施工にあたっては、事業者自らが近隣住民等に説明し、理解を得ること及び安全確保等を図ってください。
- (2) 設計図書は、本募集案内に定める基準によるほか、建築基準法等の関係法規を遵守して、市

が指定する期日までに作成の上、本市と設計協議を行い、本市の承認を得るものとします。

- (3) 保護者が利用できる送迎用駐車スペースを、当該地や近隣に確保するよう努めてください。
- (4) 総事業費250万円を上回る事業については、事業者は「公募型指名競争入札」により施工業者を決定して下さい（改修費補助を受けない場合は除く）。

手順・留意事項については選定後にお知らせいたします。

なお、総事業費250万円以下の事業については施工業者3社以上の見積比較により決定することが可能です。

3 運営について

- (1) 運営内容については、本市の指導を遵守してください。
- (2) 地域住民と良好な関係が築かれるよう努めてください。
- (3) 経営者に、保育サービスの利用者及び実務を担当する幹部職員を含まない社会福祉法人及び学校法人以外の設置者は、運営委員会を設置すること。詳しくは、「家庭的保育事業等の認可等について」（平成26年12月12日雇児発1212第6号）でご確認ください。

4 留意事項等の遵守について

- (1) 上記に記載された留意事項を遵守してください。
- (2) 設計内容、地元地域との関係及び本事業の運営内容について本市の指示・指導があるときは、これに誠実に従ってください。
- (3) (1) 及び (2) に違背する場合や申込内容に虚偽があったことが判明した場合は、認可しないことがあります。

問合せ先

神戸市こども家庭局子育て支援部振興課整備係

住所：〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所1号館3階

電話：078-322-6848

FAX番号：078-322-6042

E-mail：shinkou_seibi@office.city.kobe.lg.jp

担当：高橋・高桑

提出書類一覧 ●色つきは受託事業者も提出すること

N0	提出書類	注意事項	チェック欄
1	申込書	様式あり	<input type="checkbox"/>
2	誓約書	様式あり	<input type="checkbox"/>
3	事業計画書	様式あり	<input type="checkbox"/>
4	付近見取図	① 最寄り駅 ② 公園 園と上記①～②の位置関係及び実際の道のり (道路距離)を明記すること。	<input type="checkbox"/>
5	平面図・立面図・配置図	各部屋の面積(壁芯・内法)を記載し、 避難経路は平面図に朱書きすること	<input type="checkbox"/>
6	物件の外観写真	2方向以上の角度から平成30年6月1日以降に 撮影し、物件の外観が鮮明にわかるもの (L判フルカラーで印刷)	<input type="checkbox"/>
7	検査済証の写し	本事業を実施する物件の検査済証の写	<input type="checkbox"/>
8	見積書(工事)	施設補修工事の見積書 (設計業者の押印がついたもの)	<input type="checkbox"/>
9	見積書(設計監理)	設計監理の見積書 (設計業者の押印がついたもの)	<input type="checkbox"/>
10	工程表	工事区分ごとに記載 (設計業者の押印がついたもの)	<input type="checkbox"/>
11	施設責任者の履歴書 (園長)		<input type="checkbox"/>
12	連携施設との同意書	3歳以降の受け皿となる連携施設との同意書に ついては後日でも可	<input type="checkbox"/>
13	賃貸借契約書	契約未締結であれば、賃貸人からの事業に供す ることを認める同意書の写し (自己所有物件の場合を除く)	<input type="checkbox"/>
14	賃貸物件概要書	様式あり	<input type="checkbox"/>
15	開園後の資金収支予算書 (3か年)	様式あり	<input type="checkbox"/>
16	設置事業者の決算書及び 預金残高証明書の写し	財務諸表(過去3か年分) 預金残高証明書は1ヶ月以内に発行のもの	<input type="checkbox"/>
17	物件の登記簿謄本	1ヶ月以内に発行されたもの	<input type="checkbox"/>

NO	提出書類	注意事項	チェック欄
18	定款及び 履歴事項全部証明書	履歴事項全部証明書は1ヶ月以内に発行されたもの	<input type="checkbox"/>
19	納税証明書等 (過去3か年分)	法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税に係る納税額等の証明、所得金額の証明、滞納処分を受けたことがないことの証明 (1ヶ月以内に発行のもの)	<input type="checkbox"/>

【条件に応じて提出が必要となる書類】

NO	提出書類	注意事項	チェック欄
1	耐震診断により耐震上問題がない事を証する書面	S56.5以前に建築された建物の場合	<input type="checkbox"/>
2	委託契約書の写し	保育所運営を他法人に委託している場合	<input type="checkbox"/>